

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定を解除する各処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、いずれも令和5年7月26日付けの各措置解除決定通知書（〇〇第〇〇号（処分の対象を請求人の子である〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。以下「姉」という。）及び〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。姉と併せて「本児ら」という。）とするもの）及び同第〇〇号（処分の対象を請求人とするもの）。）により請求人を名宛人として行った各児童福祉司指導措置解除決定処分（以下「本件各解除処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件各解除処分に不服があると主張し、本件各解除処分の取消しを求める。

対象児童の親権を有しており、保護者から除外する理由がない。

また、解除理由を「転居のため」としているが、その事実はない。

住民票に示されているとおり、対象児童の住所に変更はない。

弁明書4の「保護者から子供たちに対する精神的虐待」について、精神的虐待があったと判断したのか、また、判断した場合には、「保護者」とはだれを示しているかを明らかにされたい。

弁明書5・(5)の「本児らが住民票上の住所地から転居していることを、現地訪問により直接確認している」及び弁明書6の「本児らはその後転居をし、請求人と生活を共にしていないことを訪問等により直接確認した」について、本児らは母親の都合により連れ出され、帰宅

できない状況にあり、一般的な転居に当たらない。「確認した」について、父親である請求人に対して確認した事実はなく、現地確認のみで判断しており、正確な状況把握ができていないといえない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 3 月 1 5 日	諮問
令和 6 年 5 月 2 4 日	審議（第88回第2部会）
令和 6 年 6 月 2 1 日	審議（第89回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法6条は、この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう、と定義する。

法27条1項2号は、法26条1項1号の規定による報告があった児童につき、都道府県が行う措置として、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。

児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行われる。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこととされている（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章・第2節・2・(1)・ア。

この指針は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。)

東京都においては、上記法 27 条 1 項 2 号の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されており、児童相談所長が、通告を受けた児童、送致を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときに、同号の措置を採るべきことになる。

なお、法 33 条の 5 は、法 27 条 1 項 2 号の措置を解除する処分については、行政手続法第 3 章（不利益処分）（12 条（処分の基準）及び 14 条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しないとしている。

2 本件各解除処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、保護者（請求人及び母）からの心理的虐待の疑いがあると通告された本児らについて、姉の家庭引取り（本件一時保護の解除）に伴い、児童福祉司指導措置を採っていたところ（本件各指導措置）、その後、母及び本児らが請求人と生活を共にしていないことを確認し、請求人に対して、解除の理由を「転居のため」とする本件各解除処分を行ったことが認められる。

本件各指導措置の目的が本児らの落ち着いた生活の継続であることからすれば、本児らと生活を共にしていない請求人について、児童福祉司指導を継続する必要性がなくなったと処分庁が判断したことは相当といえる。

したがって、本件各解除処分は、いずれも上記 1 の法令等の定めに従って行われており、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第 3 のとおり、解除理由の「転居のため」について、母に連れ出されて帰宅できない状況にある、請求人に確認しておらず、正確な状況把握ができていないと主張する。

しかし、上記 2 のとおり、処分庁は、本児らが転居し、請求人と生活を共にしていないことを訪問等により確認したことが認められ、この点に係る請求人の主張は理由がない。

また、「保護者から子供たちに対する精神的虐待」があったと判断したのか、保護者とはだれを示しているかとの点については、本件各

解除処分取消理由となるものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各解除処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己